

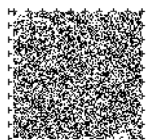


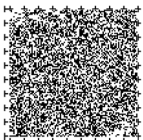
# 第2次幸手市都市計画マスタープラン

## 【幸手市都市計画基本方針】



令和4年3月  
幸 手 市





## はじめに

幸手市は、古くは日光道中と日光御成道が合流する陸上交通の要衝で、宿場町として栄え、また、歴史に育まれた権現堂堤の桜並木は、全国有数の桜の名所として多くの人たちが訪れ、現在では、四季折々の美しい景観を観ることができます。



幸手市では、平成13年3月に中長期的な都市計画の基本的な方針として「幸手市都市計画マスタープラン」を策定し、その後、平成23年3月及び令和2年9月に改定を行い、今年度、目標年度を迎えることになりました。

その間には、少子高齢社会の到来や人口減少の進行、また、日本各地では、地震や豪雨など大規模な災害が発生し、最近では、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大といった経験したことのない社会状況など、私たちを取り巻く情勢が大きく変化しています。

このような状況のなか、地域の活力を維持し、将来にわたって誰もが安心して暮らせるよう、コンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能なまちづくりが求められています。

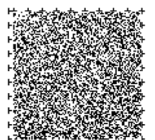
こうしたことから、このたび、「第2次幸手市都市計画マスタープラン」を策定し、都市の将来像を描き、地域の特性を活かしながら進めるべき、新たな都市計画の基本方針を示しました。また、本計画のまちづくりの目標は、世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）との連携を図ることとしました。

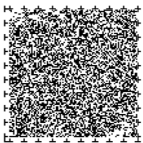
今後も、本計画の構想や方針の実現に向け、市民、事業者の皆様とともに、未来志向のまちづくりに全力で取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提案をいただきました市民検討会議の委員の皆様をはじめとする市民の皆様、計画を御審議いただきました都市計画審議会の委員の皆様及び市議会議員の皆様に、心から厚くお礼を申し上げます。

令和4年3月

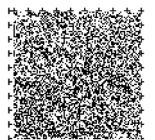
幸手市長 木村 純 夫

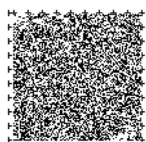




# 目 次

|                            |            |
|----------------------------|------------|
| <b>序章 都市計画マスタープランについて</b>  | <b>1</b>   |
| 序－1 計画策定の背景と目的             | 2          |
| 序－2 位置づけと役割                | 3          |
| 序－3 目標年度                   | 4          |
| 序－4 計画の構成                  | 4          |
| <b>第1章 幸手市の現況とまちづくりの課題</b> | <b>5</b>   |
| 1－1 幸手市の現況                 | 6          |
| 1－2 市民の意向                  | 4 2        |
| 1－3 まちづくりの課題               | 4 7        |
| <b>第2章 まちづくりの目標</b>        | <b>4 9</b> |
| 2－1 まちづくりの基本理念と将来像         | 5 0        |
| 2－2 まちづくりの目標               | 5 1        |
| 2－3 将来人口フレーム               | 5 3        |
| <b>第3章 全体構想</b>            | <b>5 5</b> |
| 3－1 将来都市構造（土地利用）           | 5 6        |
| 3－2 安全・安心なまちづくり            | 6 0        |
| 3－3 安らぎのある快適なまちづくり         | 6 3        |
| <b>第4章 地区別構想</b>           | <b>6 7</b> |
| 4－1 地区区分の設定                | 6 8        |
| 4－2 中央地区                   | 6 9        |
| 4－3 西地区                    | 7 6        |
| 4－4 東地区                    | 8 4        |
| <b>第5章 まちづくりの実現に向けて</b>    | <b>9 1</b> |
| 5－1 まちづくり推進の基本的な考え方        | 9 2        |
| 5－2 まちづくり推進に向けて            | 9 2        |
| <b>資料</b>                  | <b>9 7</b> |
| 資料1 策定方針                   | 9 8        |
| 資料2 策定体制                   | 9 9        |
| 資料3 策定経緯                   | 1 0 1      |
| 資料4 用語の解説                  | 1 0 3      |





---

# 序章

---

## 都市計画マスタープランについて

---

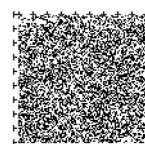
序－１ 計画策定の背景と目的

序－２ 位置づけと役割

序－３ 目標年度

序－４ 計画の構成

---



# 序章 都市計画マスタープランについて

## 序－１ 計画策定の背景と目的

本市では、平成１３年（２００１年）３月に幸手市都市計画マスタープラン（以下「前都市計画マスタープラン」という。）を策定し、その後、幸手市総合振興計画等の上位計画や関連計画との整合、社会情勢の変化を踏まえ、平成２３年（２０１１年）３月に見直しを行いました。さらに、令和２年（２０２０年）９月に目標年度を延長しました。

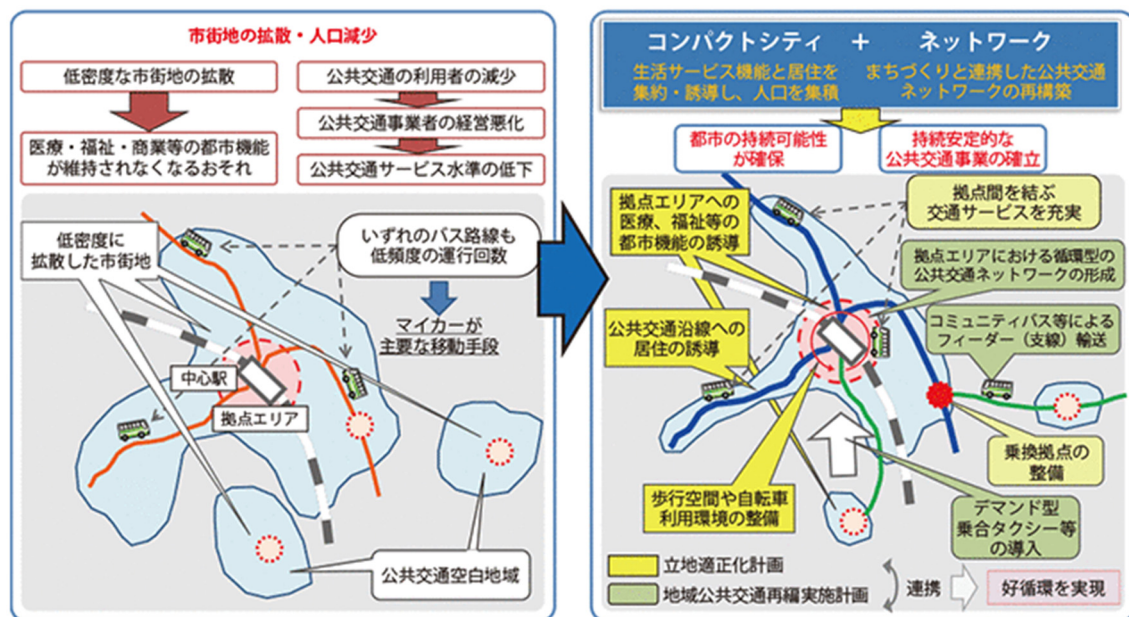
今日、少子高齢化の進行、本格的な人口減少社会の到来、災害などの安全・安心に対する意識の高まり等から、さらに社会情勢は著しく変化をしています。

このような状況から、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者をはじめだれもが安心して暮らせるよう、コンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能なまちづくりが求められています。

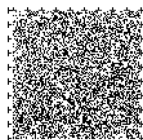
以上のことから、前都市計画マスタープランの計画期間の終了に伴い、新たな都市計画に関する基本的な方針を定めることを目的とし、第２次幸手市都市計画マスタープランを策定するものです。

### コンパクト・プラス・ネットワークの概要

◇人口減少・高齢化が進むなか、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者をはじめだれもが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要です。



出典：国土交通省



## 序 2 位置づけと役割

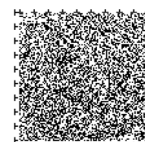
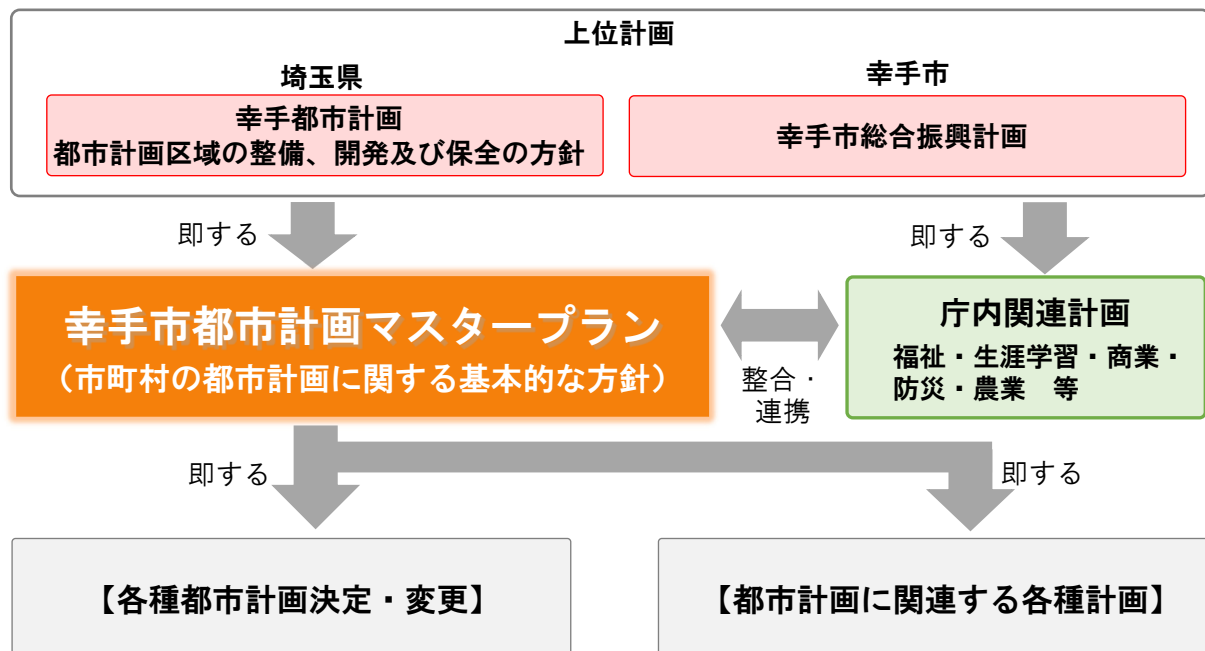
都市計画の目的は、土地の利用についての制限を定め、道路や公園、緑地などを適正に配置することにより、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保しようとするものです。

この都市計画に関する基本的な方針として示すものが都市計画マスタープランであり、都市計画法第18条の2に基づき策定するものです。策定にあたっては、市政全般の目標や施策を定めた「幸手市総合振興計画」及び埼玉県が定める「幸手都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即すものとしします。

### 都市計画法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

- 第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

図 幸手市都市計画マスタープランの位置づけ



## 序－3 目標年度

第2次幸手市都市計画マスタープランは、20年後の令和23年度（2041年度）を目標とします。

ただし、近年の社会情勢の変化は著しく、都市計画制度も変化していることから、市民の意見を十分に反映しつつ見直しも検討していきます。

## 序－4 計画の構成

第2次幸手市都市計画マスタープランの計画部分は、大きく「幸手市の現況とまちづくりの課題」「まちづくりの目標」「全体構想」「地区別構想」及び「まちづくりの実現に向けて」の5つから構成されています。

図 計画の構成

### 幸手市の現況とまちづくりの課題 【第1章】

幸手市の現況や市民の意向を整理し、まちづくりの課題を示します。

### まちづくりの目標 【第2章】

長期的な幸手市のまちづくりの基本理念や将来像、まちづくりの目標を示します。

### 全体構想 【第3章】

まちづくりの目標の実現に向けた都市計画分野の基本的な方針を示します。

### 地区別構想 【第4章】

社会情勢や地区特性等を考慮して幸手市を3地区に区分し、それぞれの地区ごとに身近なまちづくりの方針を示します。

### まちづくりの実現に向けて 【第5章】

「全体構想」「地区別構想」の実現に向けた取組の方針を示します。

